

自転車利用者のみなさんへ

自転車

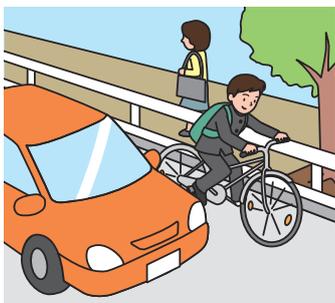
安全利用五則



1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両です。歩道と車道の区分のあるところでは、車道通行が原則です。次の場合は歩道を通行することができます。

- 道路標識により自転車が通行できることとなっている場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の者、車道通行に支障のある身体障がい者の場合
- 車道の左側部分を通行することが困難な場合（道路工事・駐車車両があり通行が困難な場合など）
- 著しく交通量が多く車道の幅が狭いなど、越越しをしようとする自動車と接触事故の危険がある場合

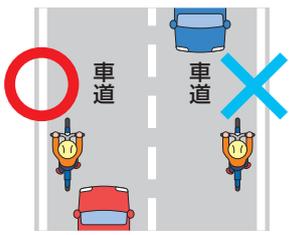


罰則 3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

2 車道は左側を通行 ～右側通行は禁止！～

自転車は、道路の左端に沿って通行しましょう。

- 右折する場合は、交差点の左端に寄って、交差点の側端に沿って徐行して右折します。
- 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しましょう。
- 信号機がある場合は、信号に従って通行しましょう。



罰則 3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
(右側を通行した場合)

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 歩道は徐行して進行しましょう。
- 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしましょう。
- 歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行して通行しましょう。



罰則 2万円以下の罰金
又は料料

4 安全ルールを守る

飲酒運転の禁止

飲酒すると判断能力・バランス感覚を失うため、飲酒運転は非常に危険です。

罰則 (酒酔い運転)
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

二人乗りの禁止

二人乗りはバランスを崩し、事故につながります。

罰則 2万円以下の罰金
又は料料

並進の禁止

並進は、他の車両や歩行者の妨害となり、事故につながります。

罰則 2万円以下の罰金
又は料料



夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯しましょう。

罰則 5万円以下の罰金

信号を守る

信号無視は事故に直結します。

罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、安全を確認しましょう。

罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金



こんな運転もやめましょう!

- 傘さし運転 **罰則** 5万円以下の罰金
- 運転中のイヤホンの使用
- 運転中の携帯電話の使用

TSマーク制度知っていますか?

第二種点検整備済 TSマーク (赤マーク)

傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
●死亡 ●重度後遺障害 (1~4級) 一律 100万円 ●入院加療15日以上 の傷害 一律 10万円	●死亡 ●重度後遺障害 (1~7級) 限度額 5,000万円	●入院加療15日以上 の傷害 一律 10万円

点検月日から1年間有効

自転車の路側帯通行について

路側帯通行は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限定

自転車運転者講習について

自転車運転者が危険行為(裏面参照)を3年以内に2回以上くり返すと自転車運転者講習を受けることになります。

罰則 受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金

平成27年6月1日から

5 子どもはヘルメット着用

(子どもとは、13歳未満の児童・幼児)
児童・幼児を同乗させる場合や児童・幼児が一人で自転車に乗る場合にはヘルメットを着用させましょう。

自転車運転者講習制度

(平成27年6月1日開始)

※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金

1 自転車運転者が危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるよう命令

3 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円

受講の対象となる危険行為【14項目】

凡例 / 法：道路交通法

信号や標識・表示を無視してはダメ！

信号無視

法第7条違反

信号機の信号に従わない行為



通行禁止道路(場所)通行

法第9条第1項違反

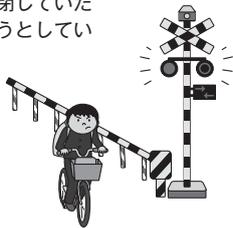
歩行者用道路など、道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為



しゃ断踏切への立入り

法第33条第2項違反

しゃ断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報器が鳴っている時に踏切に立ち入る行為



一時停止違反

法第43条違反

一時停止の標識などを無視して、停止線の手前で停止することなく交差点に進入したり、交差道路を通行する車両などの通行を妨げる行為



歩行者に危険を及ぼすような運転はダメ！

歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

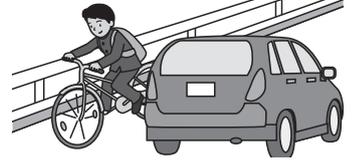
自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しない行為



歩道通行や車道の右側通行など

法第17条第1項、第4項又は第6項違反

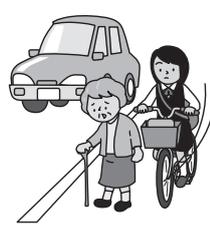
車道と歩道などが区別されている道路で歩道を通行したり、車道の右側を通行する行為



路側帯での歩行者妨害

法第17条の2第2項違反

道路左側の路側帯を通行するときに、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で運転する行為



歩道での歩行者妨害など

法第63条の4第2項違反

自転車通行可の歩道で、徐行しなかったり、歩行者の通行を妨げそうなのに一時停止しないなどの行為



交差点での危険な運転はダメ！

左方車優先妨害・優先道路通行車妨害など

法第36条違反

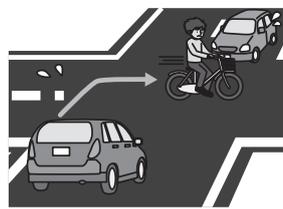
信号のない交差点で、左から通行する交差車両や優先道路などを通行する車両などの進行を妨げたり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為



右折時の直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反

交差点で右折するときに、その交差点で直進や左折をしようとする車両などの通行を妨げる行為



環状交差点通行車妨害など

法第37条の2違反

環状交差点を通行する車両などの通行を妨げたり、環状交差点に入ろうとするときに徐行しない行為



危険な状態での運転はダメ！

酒酔い運転

法第65条第1項違反

酒によって自転車を運転する行為



制動装置不良自転車の運転

法第63条の9第1項違反

前輪または後輪にブレーキを備えていなかったり、ブレーキのきかない自転車を運転する行為



安全運転義務違反

法第70条違反

確実な運転操作や安全確認をせず、他人に危害が及ぶような速度と方法で自転車を運転する行為など

※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。

